

学校運営改善等助成事業についての基本的な考え方

(教員研修のための研究事業関係)

1 助成金の配分について

①	本年度助成対象とする研究事業助成金は、次年度以降も引き続きあるのか。	毎年の事業計画及び予算策定の中で、検討を行い助成事業の実施を行う予定にしております。
②	助成金の交付は、1研究事業あたり助成金はいくらになりますか。	助成金交付審査会の決定にもよりますが、 <u>最大50万円を限度に</u> 交付いたします。

2 対象経費について

①	研究事業を実施するために必要な対象経費は、次のとおりとする。	諸謝金、旅費交通費、消耗品費、会議費（茶菓等）、印刷製本費、通信運搬費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費
②	助成対象経費は、いくらまでが申請できますか。	1研究事業あたり、50万円までを限度に助成金の申請を行ってください。
③	柔道整復師の職域に関する分野	<ul style="list-style-type: none">・柔道整復学の発展に寄与する研究・スポーツ分野における柔道整復のあり方に関する研究・介護分野での柔道整復師の活動に関する研究・運動器リハビリテーションにおける柔道整復師のあり方に関する研究・生理学・救急医学・その他
④	柔道整復師の教育に関する分野	<ul style="list-style-type: none">・基礎医学研究<ul style="list-style-type: none">a. 解剖学 一般b. 生理学 一般c. 病理学 一般（実験病理学を含む）d. 衛生学・公衆衛生学・専門基礎分野における教育法の開発研究・専門分野における教育法の開発研究・教育効果の判定法の開発研究・その他柔道整復教育に寄与する研究

⑤	柔道整復教育器材の開発に関する分野	<ul style="list-style-type: none"> ・柔道整復実技に関する教育器材の開発 ・専門基礎分野に関する教育器材の開発 ・柔道整復学教育プログラムの開発 ・その他教育器材の開発
⑥	養成学校の学生の動向に関する分野	<ul style="list-style-type: none"> ・養成学校の学生の意識に関する調査研究 ・養成学校の学生の実態に関する調査研究 ・養成学校の学生の卒後動向に関する調査研究 ・柔道整復師に対する社会ニーズに関する研究 ・医療機関における柔道整復師の実態に関する調査研究 ・その他
⑦	養成学校の学生募集に関する分野	<ul style="list-style-type: none"> ・養成学校の受験生の意識に関する調査研究 ・養成学校に対する社会意識に関する調査研究 ・効果的プレゼンテーションの研究開発
⑧	研究用に購入した機器等は、研究終了後はどのようにすればいいですか。	耐用年数までは、各校で有効活用してください。

3 申請手続き

①	設置者と異なる名義の口座を指定することができますか。	設置者の承認を受けて、研究代表者の名義も指定することができます。 ただし、本研究専用の口座としてください。
②	対象事業以外の経費が合算されている場合について	申請は、研究事業単独であるので、区分経理がされている請求書又は納品書の写しを添付してください。
③	研究事業の事業内容又は所要経費の変更が生じた場合には、どのようにすればいいですか。	変更事由が生じた場合には、軽微な変更（承認された事業費の15%以内とする。）を除き、柔整学校協会の承認が必要になります。速やかに事業計画の変更手続き等を行ってください。
④	研究事業について、事業内容の変更があった場合は、どのようにすればいいですか	助成金交付決定通知後に、変更する研究事業の内容を変更承認申請書に記載の上、協会事務局に提出してください。 再度、内容審査を行って判断します。
④	法人本部が遠隔地にあり、設置者の押印が困難な場合には、異なる名義で申請を行うことができますか。	設置者以外の申請は認めておりません。 事務手続きには、余裕を持って準備を行ってください。

4 管理及び処分

①	助成を受けて購入した研究助成に関する助成金を、他校に譲渡することができますか。	助成金は、当該校の事業に対して交付したものであるため譲渡できません。
②	除却承認申請の対象は、いつ助成を受けたものからですか。	助成を受けた学校運営改善等助成金が、対象になります。但し、1万円未満及び耐用年数を経過している場合は、必要ありません。
③	助成を受けたものを除却しました。助成金の返還の必要がありますか。	耐用年数経過後のものであれば、返還の必要はありません。
④	減価償却資産の耐用年数を経過した物品の取扱いはどうなりますか。	各校の判断で除却又は有効活用してください。

5 その他

①	事業が翌年度に継続して実施された場合は、助成金の扱いはどうなりますか。	助成金は、返還していただきます。
②	事業が年度末の3月末までかかりそうな場合は、事務処理が遅れる可能性があります。どのようにすればいいですか。	なるべく年度内に支払を完了させ、実績報告書等の作成を行ってください。
③	申請した助成事業の内容は、他の会員校に公表されますか。	<ul style="list-style-type: none"> ・助成状況については、公表いたします。 ・研究助成事業等で、個人情報にかかわるものについては、当協会の「個人情報の取扱い」に基づき適切な対応を行います。
④	実績報告書及び収支決算書の最終提出期限が、4月30日までは厳しいと考えられますが。	当柔整学校協会の当該事業の決算のため、提出期限の厳守をお願いいたします。